

貸借対照表から何を読み取るか(参照:さざん情報クラブ リンクス「9月号」)

中小企業の貸借対照表を鵜呑みにしてはいけない

中小企業の決算書は法人税のルールに従って作成されたものも多く、必ずしも実際の価値をそのまま反映しているとは限りません。これは、社長が悪いわけでも税理士の先生が悪いわけでもなくそういうものなのです。

具体例

作りすぎて売れなくなってしまった不良在庫があったとします。保管にも処分にもお金がかかりますが、自社で倉庫をもっており、特に保管料はかからないと設定します。

この場合、明らかに売れない不良在庫でも、買った値段又は製造した原価そのまま、貸借対照表の左側の「資産の部」に「棚卸資産」として計上されることとなります。法人税のルールでは実際に処分しなければ、不良在庫といっても損失を認めてくれないためです。

しかし、これでは自社の経営実態はわかりません。既に価値がなくなった在庫を資産として計上していることで、自社の財務健全度を過大評価してしまうことにつながってしまうのです。

上場企業であれば、このような不良在庫は決算書において法人税のルールに関係なく損失処理され、貸借対照表に価値のない資産が計上されることを防ぎます。一方、中小企業では、法人税のルールそのままに決算書を作ってしまうのが一般的であるため、過大評価された在庫が計上されることもあるのです。

その他の具体例

- ・得意先が倒産、または実質破綻に陥って貸倒れ損失が生じる可能性が非常に高いにも関わらず、売掛金などがそのまま計上されている。
- ・高い値段で購入した不動産について、地価の下落などによって大幅な含み損を抱えているのに、買った時の金額で計上されている。

将来の負担もきちんと「見える化」する

資産だけではなく、負債についても、中小企業の貸借対照表は実態を反映していません。つまり、本当は、将来的に何らかの負担(=資産の流出)が起こるにも関わらず、それが現時点で「将来の負債」として認識されていないことが起こりがちです。

最も代表的な例としては、役員の退職金制度があげられます。将来、役員や従業員が退職する際に退職金の支払負担が確実に生じますが、これらの将来負担は現時点で発生することが目に見えているのですから、本来は負債計上して、「見える化」しておくべきものです。

このような「将来負担を負債として『見える化』したものを「引当金」と呼びます。

例に出した退職金だけではなく、短期目線で言えば翌期に支払う賞与の負担や、工場や設備の定期的な修繕のための見込み金額なども引当金の対象に該当することとなります。負債を適切に「見える化」してはじめて自社の財務健全度がわかるようになります。

自社あるいは取引先の「健全性」を見るためには、税務署に提出された決算書で判断するのではなく、資産の部や負債の部に「書かれていない実態の姿」を踏まえて考えなければなりません。

